

## 中世前期における女院と後の位置づけの変遷

山田 彩 起 子

### はじめに

女院という身分は、平安時代中期の正暦元年（九九一）に、今上一条の生母皇太后藤原詮子が、東三条院という院号を宣下された時に成立したものである。東三条院を含めた初期の三例は何れも、后位にある国母という立場から女院になっているが、十一世紀後半～十三世紀の間に、非国母の後・后位にない国母・国母に擬されていない不婚内親王<sup>①</sup>・国母でもなく后位にもない院のキサキ等にまで、院号宣下対象は次第に拡大してゆく<sup>②</sup>。

こうした中で、女院と后はどちらが高貴と位置づけられたかが問われるようになる。この問題について橋本義彦氏は、初期の女院は后に勝っていたが、院号宣下対象が拡大するにつれていちがいに律しきれないものとなったと論じられている<sup>③</sup>。つまり女院が后より高貴か否かは、その女院がどのような立場から女院になったかによって異なるということである。

それでは、女院が后より高貴とは限らない、という状況はいつから始まったのか。また、同じ女院でも、十二世紀末以降増加する后位未経験の女院と后位経験者の女院とでは位置づけが異なるのか。そして、女院乱立期とも言われる十三世紀は、四種の后位（太皇太后・皇太后・皇后・中宮）のうち二種の太皇太后・皇太后が廃れた時代でもあるが、こ

の件と女院制はどのように関わっているのか。后位が実質的には皇后・中宮の二種になる契機は何だったのか。本稿ではこれらの問題を検討したい。

### 一 女院と後の序列をめぐる史料の検討

まずは次掲の、史上六例目の女院（かつ史上五例目の国母女院）である待賢門院藤原璋子の院号宣下関連史料（史料①及び②）を見よう<sup>④</sup>。

史料①『院号定部類記』所収『師時卿記』

保安五年三月三十日 臨時祭婦御覽後、參中宮御方。以女儀被仰云、院号事去廿七日申院由、今度産平安事極難有者辭職。但欲蒙院号宣旨云々。仰云、示合人々直又依卜可一定極事様者。傍有恐也者。同日治部卿与左大弁蒙仰置申。於治部卿者、忽申不可候之由。於左大弁者尤申可然之由。於御卜一分未聞食。成敗誠大事思食事也。近日所示天変地振、皆皇后慎也。又産事諸道皆可慎之由令申。如此常無聞食。及如春心胆。而諸奉見御体、今度御産全無有恐之氣。予仍更不驚思食也。是又可然事也と思食云々。（以下略）

史料②『院号定部類記』所収『中右記』（一）内は割書）

天治元年十一月四日 藤中納言送書云、中宮依可令慎御罷職、可有院号。而為攘災之斗哉。院号者極位也。可增其怖歟。猶后位同皇位差別如何。能相斗可令言上子細者、依御気色密々上啓如件。

端書云、受領・加級可被停者。誠儉約之儀也。

進返事云、依可有御慎、為攘災、母后可退御后位也。皇后位是女人之極位也。后正位宮圍同体天皇之由、見本書也。仍早可有院号歟。就中被停受領・加級者、誠儉約之儀也。尤可然事也。抑當時之母后院号、東三条院・上東門院・陽明門院、皆是吉例也。然者有号可宜事歟。是又本朝之先跡天運之所授歟。早以此旨可令奏達給之状如件。

予案之、帝之母儀院号皆吉例也。非帝母院二条院・郁芳門院、此二人非吉例。仍所申此旨也。

(中略)

大略中宮明年廿五。重厄之上已有御懷妊。恐思食最道理也。(以下略)

保安五年(一一二四)三月、鳥羽院の妻后であり今上崇徳の生母であった中宮璋子は、今度の出産を無事に済ませられるか不安に思い、后位を辞して女院になりたいと鳥羽の祖父で治天の白河院へ申し出た。これに対する白河の指示は、人々に相談して直ちに占いも行つて決めるように、というものであった。史料①には治部卿(源能俊。当時中宮大夫)と左大弁(藤原為隆)の意見が見えるが、その内容は正反対である。結局この時は、院号宣下は見送られた。

しかし史料②の通り、同年(四月に「天治」と改元)十一月に再び、璋子は「慎」のために后位を辞して女院になりたいと望んだ。それでも「院号者極位也」と、女院を後の上位と認識しており、女院になることが災いを払う手段になりうるかと『中右記』記主藤原(中御門)宗忠に問うている。なお、災いの具体的な内容について璋子側は述べていない

が、宗忠は、翌年重厄である上に懷妊中であるから不安を覚えるのもっともだと理解を示している。また、この年五月に出産した第二皇子通仁親王が視覚障害者であることも、璋子の次の出産に対する不安を増長させたであろう。璋子は、自身の重厄の件だけでなく、今度生まれる子に障害という災いがかからぬことも願ひ、女院になることを望んだと考えられる⑤。そして、女院の特権である院分受領及び年爵の加階権⑥を辞退する意向を示している。

一方、璋子から諮問を受けた宗忠は「皇后位是女人之極位也」という認識を示し、「猶后位同皇位差別如何」という璋子の問いには「后正位宮圍同体天皇」と、『後漢書』皇后紀上巻の文章を引用して回答している。これは、天皇のキサキの立場で立后した者が八社奉幣で神社に捧げる告文にも、宣命体にアレンジされた上で引用されていたから⑦、当該期の宮廷社会ではなじみのある文章だったのでだろう。

つまり宗忠は、后は宮中の后妃の居所にあつて夫である天皇と一心同体であるべきものだから、今は夫院鳥羽と共に宮中の外で暮らす璋子が后位を去り女院になることを適切と考えているのである。そして、院分受領及び年爵の加階権を辞退することを「誠儉約之儀也。尤可然事也」と評価する。

さて問題は、宗忠の「皇后位是女人之極位也」という認識と璋子の「院号者極位也」という認識の相違である。そもそも中宮職等、后の家政機関の活動が朝廷の諸部局の奉仕を前提として成り立っていたのに対し、女院の家政機関である女院庁の場合、朝廷の諸部局の奉仕は后ほど多くない⑧。また、后の行啓と女院の御幸を比較すると、后は基本的に輦輿を用いて大仰な儀仗が必要だったのに対し、女院の御幸は牛車での身軽な行動であった⑨。宗忠はこのような事情から、「皇后位是女人之極位也」と認識したのではないだろうか。

一方で女院は、院分受領や年爵の加階権という特権を有していた。そ



して当時の女院の先例五例を見ると、后位を空ける必要に迫られて女院になった史上初の非国母女院二条院皇子内親王以外の四例は皆、国母である。もつとも、このうち郁芳門院媞子内親王は、史上初めて近親の天皇の母に擬された不婚内親王という点で、当時としてはまだなじみの薄い変則的な事例だったのか、史料②では二条院共々「非帝母」と括られているが、他の三例すなわち史料②に見える東三条院・上東門院藤原彰子・陽明門院禎子内親王は天皇や東宮に嫁いで皇子を生み、後に国母となった人々である。いわば后達の中の勝者である。それ故に璋子は「院号者極位也」と認識し、原則として勝者でなければならぬ女院に自分がなれば、全く「慎」にならないかもしれないと考え、女院の特権である院分受領や年爵の加階権の辞退を希望したのでらう。

こうして天治元年十一月二十四日に院号宣下を蒙り待賢門院となった璋子であるが、翌年五月二十四日に誕生した君仁親王は、動くことも話すこともできない深刻な障害を負っていた。この後、通仁は五歳で、君仁は十九歳で各々夭折する。一方、璋子が天皇皇后時代に生んだ崇徳と禔子内親王のうち、前者は後に讃岐国へ配流されてその地で没し、後者は十二歳で夭折した。璋子の所生子五男二女のうち、夭折することも悲惨な末路を辿ることもなかったのは、璋子が女院になってから懐妊出産した統子内親王（後の上西門院）・雅仁親王（後の後白河天皇）・本仁親王（後の覚性入道親王）の二男一女のみである。

ところで、十二世紀半ばまでは、女院になるのは国母・非国母を問わず后位経験者のみであったが、周知の通り、応保元年（一一六一）に女院となった八条院暲子内親王を初例として、后位未経験者が女院になるケースが現れる。次掲の史料③は、暲子への院号宣下に関する史料である。

史料③『山槐記』応保元年十一月十九日条（一一内は割書。【一】内は、

『百鍊抄』応保元年十二月十六日条に、「伊通公申状」としてほぼ同文で引用された箇所<sup>(10)</sup>）

辰刻向太政大臣亭藤原伊通 一九条堀川堂。於九体堂東端仏前被謁也（中略）。  
内々被談事

（中略）璋子 媞宮可有院号。而非后宫之院号無先例。可計申之由、先日被問仰。申云、先【女院号者、始自東三条院。院号貴於后者、將賤歟之由、可被問法家。小一条院者東東宮也。而院号之後可為三宮下之由被宣下。太上天皇者別事也。只院号者更不可貴於后位事也】但自内親王院号無先例。又被准母儀不奉尊号之例「脱文カ」又雖兩条無例者、孝者為先重。尤可有院号之由申了者。

今上二条は後白河院の第一皇子であるが、誕生直後に生母を亡くし、鳥羽の寵妃美福門院藤原得子に養われた。得子所生の近衛天皇の夭折後に次期天皇候補となったが、存命の父を差し置いて子が天皇になることが憚られたので、後白河が天皇となり二条は東宮になった。その後、得子の意向で彼女の所生子暲子が二条の母に擬されたのは周知のところである。

さて、史料③にある通り、二条は宿老藤原伊通に、暲子を女院にしたのが后位にない者を女院にする先例はないのでどうするべきかと問うている。暲子を女院にする前に立后させられないのは、二条の東宮時代に既に出家していた彼女を、神事に携わることの多い后位<sup>(11)</sup>に就けるわけにはゆかないからである<sup>(12)</sup>。一方女院は、尼でも支障はない。后位未経験者を女院にするのもちろんハードルが高いが、それでも尼を立后させるよりはよい、と二条は考えたのであろう。

二条の間に伊通は、院号宣下された者が后より高貴か否か法家にご下問下さい、と答えた。その上で、かつて東宮を辞して小一条院となった敦明親王が、院号宣下後は三宮（后）より下に位置づけられたことに触

れ、太上天皇は別格として。単に院号宣下されただけの者（小一条院の他に当然女院も含む）は、后より尊いはずがないという見解を示している。さらに、内親王が女院になることも、准母に尊号（ここでは当然后位を指す）を奉らないことも前例がないが、親（＝准母）への孝行を優先して暲子を女院にすべし、という自身の意見を述べている。

皇位を辞した男院は、当然太上天皇という尊号を得る。一方、后位を辞した女院は、后に代わる新たな尊号を得るわけではないが、尊号を得た経歴はある。これに対し、皇位未経験の小一条院は、当然後にも先にも尊号はないから、立場は后より下というわけである。実際、彼の存命期の史料からは、臨時仁王会の定文の中で、后はもとより東宮よりも後ろに記載されていたことが確認できる<sup>(13)</sup>。定文以外でも、「太皇太后宮・皇太后宮・中宮・小一条院」という順で表記された事例が確認できる<sup>(14)</sup>。

一方、后位未経験すなわち尊号を得た経歴がないまま女院となった暲子は、后の下位に位置づけられていない。例えば、嘉応元年（一一六九）の一代一度仁王会定で作成された定文の女性院宮の記載順は、皇嘉門院・上西門院・八条院・高松院・九条院・建春門院・太皇太后・皇后・中宮となっている<sup>(15)</sup>。なお、ここに見える女院は、暲子以外全員后位経験者であるが、女院の記載順は、女院になった順番によっている。もともと、暲子の事例だけでは、尼ゆえに立后不可能という特殊な事情を汲んで后より先に記載されたという解釈もできるかもしれないが、俗人でありながら后位を経ずに女院となる事例が増加した十三世紀の仁王会の定文でも、「七条院・宣陽門院・嘉陽門院・東一条院・北白河院・安嘉門院・中宮」<sup>(16)</sup>というように、后位経験の有無に関わらず女院は后より前に記載され、女院の記載順は女院になった順番によっている。この他、叙位儀礼での院宮申文を並べ置く時も「依院号并后位次第列之」<sup>(17)</sup>というルールがあった。したがって、女院を小一条院共々「不可

貴於后位事也」と位置づけた伊通の認識は、少なくとも暲子が女院になった時代においては必ずしも適切とはいえないのである。

さて、先程触れた后位未経験の女院は、周知の通り准后を経て女院になっており、十二世紀末以降増加する。このような女院がどのような経緯で出現したのか、章を改めて検討したい。

## 二 「准后↓女院」ルートの成立

前章で触れた暲子の女院になる直前の身位は准后であった。同母弟近衛存命期の久安二年（一一四六）に准后宣下を蒙っていたのである。そして『玉葉』建久二年（一一九二）六月廿六日条の宣陽門院親子内親王（女院になる直前の身位は准后）の院号宣下関連記事では「准后之人直院号、八条院・七条院例也」と、暲子が准后から女院になった事例として提示されている。

しかしこれについては工藤浩台氏が、①暲子の院号宣下時には、彼女は准后が女院になる事例ではなく、后位未経験の内親王が女院になる事例と認識されていたことが当時の史料から読み取れること、②前掲『玉葉』に見える七条院藤原殖子（院号宣下の三日前に准后宣下）こそが、准后から女院になった初例であるが、全く前例のない状況で殖子を女院にするわけにはゆかないので、院号宣下時にたまたま准后だったに過ぎない暲子の事例を、后位未経験の内親王が女院になる事例ではなく、准后が女院になる事例と読み替えたこと、の二点を明らかにされている<sup>(18)</sup>。

殖子是非参議従三位藤原（坊門）信隆の娘で高倉天皇の陪妾となり、後に後鳥羽天皇となる皇子等を産んだ。周知の通り、後鳥羽は寿永二年（一一八三）に、異母兄安德天皇の都落ちという非常事態の中で、祖父後白河の指名により急遽皇位に就いている。後鳥羽は当時僅か四歳だっ

たので、母が行幸時に同輿したり即位式で高御座同壇したりする必要があった。これらの役割を果たすには、母が后位に就かなければならないが、殖子が立后することはなかった。後白河の第一皇女で先帝安德の准母として当時皇后位にあった亮子内親王（後の殷富門院）が、後鳥羽朝にも引き続き天皇准母となり、同輿や同壇の役を務めたのである。

このように、殖子は長らく国母としての待遇を受けていなかったが、文治六年（一一九〇）に至り、突如従三位に叙されて同日に准后宣下を蒙り、その三日後には院号宣下を蒙ったのである。殖子への国母待遇が遅れた理由について先行研究では、後鳥羽踐祚時には既に殖子の夫が没していたことや<sup>19</sup> 当時が戦乱期だったこと<sup>20</sup> 等が提示されている。一方、文治六年に突如「准后↓女院」という、后位未経験での院号宣下が実現した事情は、この年正月に後鳥羽が元服して摂政藤原（九条）兼実の娘任子を後宮に迎え、その立后間近だったこと（任子の立后は殖子の院号宣下の四日後）と関連付けられている<sup>21</sup>。特に工藤氏は、任子の父兼実が殖子の准后宣下を主導したことが見える史料（後掲史料④）に注目し、院号宣下も含めた殖子への待遇は、兼実が推進したと推測されている。

確かに、六条天皇の生母で卑姓の伊岐氏（名は不明）を別とすれば、何の待遇も受けない天皇生母など当時としては異例であったから<sup>22</sup>、どこかのタイミングで殖子に何らかの待遇を与えるべしという意識は、兼実にあったかもしれない。しかし次掲の史料④でとり上げられているのは、叙位と准后宣下の件のみであり、院号宣下への言及はない。これについて工藤氏は、院号宣下自体は既に大前提として組上に上っており、院号宣下直前の身位のみが議論の対象となったと論じられているが、従えない。以下でこの点について検討したい。

史料④『玉葉』文治六年（四月に「建久」と改元）三月一日条・廿日

条・廿四日条、四月十五日条・十九日条（一内は割注）  
一日（中略）未刻参院。<sup>（後白河）</sup>（中略）以定長申条々事等。

（中略）  
当<sup>（後鳥羽）</sup>今母儀事一可計沙汰。三品歟、准后歟。可仰合人々。

廿日（中略）宗頼朝臣来、申母儀准后之間事人々申状。<sup>（藤原三実房）</sup>右大臣・堀川大納言等申状也。

右大臣申云、三品可宜。忠親卿申云、准后可然。

廿四日<sup>（戊寅）</sup>雨。宗頼申云、母儀御事、左大臣<sup>（藤原兼実）</sup>以消息被申云々。三品・立后之間可宜。准后不可然云々。

（四月）十五日（中略）家実来、申准后之間事人々申状。

十九日（中略）今日、当<sup>（後鳥羽）</sup>今母儀叙三品。即被<sup>（藤原兼実）</sup>下准后宣旨了。是余再三所奏請也。

叙三位と准后宣下に対する公卿達の意見のうち、兼実が記録しているのは藤原（三条）実房・藤原（中山）忠親・藤原（徳大寺）実定のみである。准后宣下に反対し、立后させるべきと主張する実定は、あくまでも先例を重視したのかもしれない<sup>23</sup>。一方実房は、三位に叙せばよいと主張している。仮に殖子の院号宣下が大前提だとすると、実房の意見は三位から一気に女院へ、という、院号宣下の前例に照らして全くありえないものになってしまう。そもそも三月一日に後白河が兼実に下した指示も、叙三位か准后宣下か皆で相談して決定すべしというものであり、准后宣下が決定しているわけではない。したがって、この時院号宣下ありきだったとは考えられない。兼実が考案した殖子への待遇はあくまで叙三位と准后宣下のセットであり、院号宣下までは考えていなかったと判断すべきである。四月十九日に叙三位と准后宣下が実現した時には「是余再三所奏請也」と書いているのに対し、院号宣下当日の廿二日条

の記事が「此後有院号定。母儀之御事也。七条院云々。余参内。即退出了。公卿引参本院云々」と他人事のようであるのも、兼実が院号宣下には関わっていないかつたことの傍証となるのではないだろうか。

因みに、殖子の待遇を叙三位でよいと実房が言った理由は、彼と後鳥羽准母亮子の関係に求められよう。実房は亮子の立后時には宮司として、そして院号宣下後は院司として彼女に仕えてきた。既に亮子が国母として存在しているのだから、高貴な出自でもない殖子の待遇は軽くてよいと考えたのだろう。叙三位と准后宣下のセットを申し出た兼実に、叙三位か准后宣下か皆で相談して決定すべしと指示した亮子の父後白河も、恐らく同様の考えだったのだろう。

次に、兼実が殖子の待遇を院号宣下ではなく准后宣下に止めようとした理由を検討しよう。山内益次郎氏が指摘されているとおり、兼実も含めて摂関家の人々には、亮子や暲子等の内親王国母を敬う一方で、摂関家より下の家の出である国母を蔑視する傾向があった<sup>25</sup>。したがって、非参議従三位という最下級の公卿に過ぎなかった信隆の娘であり、しかも夫の高倉を既に亡くしている殖子<sup>26</sup>を、亮子と同じ女院という身位に置く必要はないと考えて、准后宣下を推進したのである。

ところで、今上の生母として就く身位が后や女院ではなく准后というのは、当時先例があったのだろうか。結論から言うと、生母が准后という先例はないが、擬似的な母が准后という先例は、ごく近い時代に存在した。高倉朝の平盛子と安德朝の藤原通子の事例である<sup>26</sup>。恐らく兼実は彼女達の事例に倣おうとしたと考えられる。

しかし盛子と通子の事例は何れも不吉な事例である。周知の通り、盛子と高倉のペアは、それぞれ二十四歳と二十一歳で夭折している。通子と安德のペアは、通子の没年は不明であるものの、安德は壇ノ浦で非業の死を遂げている。それ故に、殖子の待遇を准后宣下とすることにについては、多くの公卿が反対したであろう。とはいえ、四月に任子の立后が

内定している<sup>27</sup>以上、莫大な費用がかかる立后儀礼を連続して挙行するわけにもゆかないので、まずは准后宣下をしてその後后位を経ずに直ちに院号宣下、という処遇に決定したのではないだろうか。殖子より前の女院が全員后位経験者であればそのような決定は難しかったであろうが、后位未経験への院号宣下例として、暲子の事例が存在した。もちろん、既に触れたとおり、彼女と殖子とでは事情が異なるが、工藤氏が論じられた通り、暲子の女院になる直前の身位がたまたま准后だったことが、殖子を「准后↓女院」とするのに利用されたのである。

さて、暲子が尼ゆえに立后できなかった国母女院であるのに対し、殖子は出自や境遇（夫院の不在）ゆえに立后できなかった国母女院であるが、このことは、国母女院としての殖子に何か影響をもたらしたのだろうか。

後白河没後の後鳥羽親政期の建久八年に、後鳥羽は殖子の御所へ朝覲し、殖子に拝礼した。しかし、佐古愛己氏が『三長記』建久八年四月廿二日条を根拠に論じられている通り<sup>28</sup>、後鳥羽が拝礼した時、殖子は座を降りて後鳥羽の拝礼する姿を見なかった。さらに佐古氏は、『猪隈関白記』建暦元年（一一二一）正月十九日条の朝覲行幸記事からも類似例を発見されている。ここでは新帝順徳が両親の後鳥羽・修明門院藤原（高倉）重子に朝覲したが、重子は天皇の拝礼を受けることを恐れ多いと思つて辞退している。重子については次章でも触れるが、准后經由で女院になったことや出自が殖子と同様である。彼女達が所生天皇の拝礼を受けることを遠慮した理由を、佐古氏は彼女達の出自の低さに求められている。

確かに、後年の伏見朝の正応二年（一一八八）に夫後深草と共に所生天皇の拝礼を受けた<sup>29</sup>玄輝門院藤原（洞院）愔子（後深草陪妾。准后經由で女院となった）の実家洞院家が、摂関家に次ぐ清華の家格だったことを考えれば、出自は重要のように見える。しかし先例を見ると、殖



子・重子と同程度の出自の得子（当時皇后）や、さらに下の出自の建春門院平滋子（当時皇太后）は、所生天皇の拝礼を受けている<sup>30</sup>。こうして見ると、出自の低い国母女院にとって后位経験がないこと―換言すれば、尊号を得た経歴がないこと―は、出自以上にその立場に影響を及ぼしたといえよう。もちろん、前章で述べたように、定文その他院宮を列記する時には、后位未経験の女院が後の後ろに表記されるわけではない。しかし、后との序列の問題はともかく、女院に至るまでに后位を経たか否かは、院宮を列記した史料からは読み取れない差異を生み出した可能性があるのではないだろうか。

ところで、「准后↓女院」ルートの成立は、不婚内親王の院号宣下にも影響を及ぼした。本章冒頭で触れた観子以前の不婚内親王女院は、天皇の准母として国母であったことはもちろん、早くに出家して立后不可能だった暲子を除くと皆后位経験者である。一方観子は、女院になった建久二年当時は俗人かつ非国母かつ后位にない内親王であった。つまり、不婚内親王が女院となるのに必要な二つの条件いずれも持っていなかったわけである。しかし、不婚内親王の事例ではないものの、殖子への院号宣下により、俗人で后位にない者でも准后であれば女院になれる途が拓けた。そうなると、観子にとつてのハードルは、非国母の一点のみとなる。だからこそ、殖子への院号宣下から七ヶ月後に、次掲の史料⑤のように、観子の母后局高階栄子は、娘への院号宣下を望み始めたのだろう。

史料⑤ 『玉葉』建久元年十一月四日条

今日右大臣有示事。丹三品腹姫君、可有院号之由、母儀存知。而奏聞有憚。余可发言云々。余云、頗可有其恐歎。且是似欲妨后位之故也者。右大臣云、全不可然。彼本意只在院号云々。以御消息、内々可触遣歎云々。此事雖不可然、為天下、頗穩便之沙汰也。世上之謳歌、有大事。

仍人々其心愚鈍。尤不便之处、忽有此沙汰。誠天之助也。中宮之御運也。仍五日余依右大臣風諫、以消息粗示遣之。相計可披露之由有命。為後日記之。

但し、観子への院号宣下を栄子が後鳥羽に奏聞するのは憚りがあるので、摂政兼実からこの件を申し出て欲しいと言っている点からは、前代未聞の院号宣下を前面に出て希望できなかった様子がかがえる。観子の父であり治天でもある後白河から後鳥羽にこの件を働きかけないのも、やはり前例のない院号宣下を表立って推進できなかったからであろう。

この頃の兼実は、観子が後鳥羽のもとへ入内して娘の任子を脅かすのではないかと疑心暗鬼であったが、栄子の望みが院号宣下のみと分かると、前例のない院号宣下を「不可然」と思いつつも、栄子の要望を受け入れた。こうして翌年観子への院号宣下が実現するが、兼実は「非后位非母儀蒙院号之例、今度始也。然而時儀之所推、不及是非者歎」<sup>31</sup>と記している。「時儀」はここでは当然、権力者の意向すなわち末娘観子を溺愛する後白河の意向ということである。

さて、観子が院号宣下を受けた翌年に後白河は没するが、彼は観子に長講堂とこれに属する膨大な莊園群を相続させた。後白河は自身の追善仏事を、嫡孫後鳥羽には蓮華王院で、観子には長講堂で、それぞれ執行させるつもりだったと遠藤基郎氏は推測されている<sup>32</sup>。かつて後白河の父鳥羽の追善仏事に関して、自身と異母妹暲子が別々に執行権を有したことに倣おうとしたのかもしれない。暲子が父の追善仏事執行権と膨大な莊園群八条院領を掌握し、後白河の管轄外の独自の存在だったことはよく知られているが、後白河は観子と後鳥羽の関係を、かつての暲子と自分の関係のようにしたのかもしれない。

しかし、後白河の希望は叶わなかった。遠藤氏が指摘される通り、後白河の追善仏事執行権は後鳥羽に独占された。しかもその場所は、観子

が相続した長講堂であった。

問題は追善仏事執行権だけではない。後白河の第一皇女で安徳と後鳥羽の准母の亮子と同等の女院になった上、姉妹の中で最も多くの莊園を相続した親子であったが、当時としては異例の、非准母すなわち国母ではない未婚内親王女院というのは、大きな劣等感となったようである。

院政を開始した後鳥羽は、わが子東宮守成親王（後の順徳天皇）の准母に、亮子の同母妹式子内親王を選定したが<sup>33</sup>、これを聞き及んだ亮子は式子を呪詛し、死に至らしめたという<sup>34</sup>。式子の身位は准后に過ぎず、所持する莊園も親子と比べれば微々たるものであったが、そのような式子を呪詛したことから、榮子・親子母娘の准母に対する劣等感がうかがえよう。因みに式子の没後に後鳥羽が新たに選んだ守成の准母は、後鳥羽自身の准母でもある亮子であった<sup>35</sup>。

この後、元久二年（一二〇五）、後白河の命日に親子は出家する。出家の際には、氏社（皇族の場合は伊勢神宮と石清水八幡宮）の方角・父母（故人の場合はその墓の方角）及び天皇のいる方角を拝するしきたりがあった。親子も伊勢神宮・石清水八幡宮・父後白河の陵の方角を拝した後、道場に臨席した母榮子を拝した。しかし、天皇を拝することはなかった。その事情は次掲の史料⑥に見える。

史料⑥『宣陽門院御落飾記』元久二年三月十三日条

国主御拝事、兼有沙汰。（藤原三条公房）永曆八上皇准母儀、於国主為祖母。（後白河）建久為准母儀。仍不可有御拜候歟云々。今度雖非此等儀、不可奉准凡人。不可有之者。予云、院号ハ尊号。理同正帝。戒拜之法、国主乞暇云々。然者不可依貴賤。猶可有御拜歟。依国母不可拜其子給之条、有其儀。不然女院尤可有拜。然而無御拜。不可然歟。

「院号ハ尊号」が院号と尊号は同等という意味の記述なのか、或いは

親子が后位未経験すなわち尊号を得た経歴がないことを意識した記述なのか気になるのであるが、ここで注目したいのは、親子が准母である統子や亮子に倣って天皇を拝さなかった点である。後白河准母で、二条朝の永曆元年（一一六〇）に出家した統子は、後白河の子二条にとつては祖母に当たるといふ理由で二条を拝さなかった。そして建久三年に出家した亮子は、今上後鳥羽の准母なので後鳥羽を拝さなかった。親子は今上土御門の母や祖母に擬されてはいないが、身分の低い者の事例に倣ってはならないので、土御門を拝してはならない、と彼女の院司の藤原（三条）公房が主張したのである。同じく院司であり『宣陽門院御落飾記』の記主である藤原（日野）資実<sup>36</sup>は公房の意見に反対であった。母（母同様直系尊属である祖母も含むのだろう）が子を拝さないといふいわば儒教的なルールを、准母ではない親子に当てはめるのは不適切、ということである。

出家時の作法を強引に准母のそれに倣った点からは、逆に親子やその周囲の、准母への劣等感がうかがえよう。

このように、後鳥羽朝に「准后↓女院」というルートが成立し、女院制度は一大転換期を迎えたが、后制度の方には大きな変化はない。しかし、後鳥羽院政期には、后制度に新たな変化が見られる。また、出自の低い国母の「准后↓女院」というルートが完全に定着するのも後鳥羽院政期である。これらの問題を、章を改めて検討したい。

### 三 後鳥羽院政期の女院・后制度の変化

#### — 後世への影響も含めて —

後鳥羽院政期初期の正治二年（一二〇〇）六月、後鳥羽の妻后任子は院号宣下を蒙り宜秋門院となった。周知の通り、建久七年の政変で父の関白兼実が失脚するに伴って任子は内裏を退出し、後鳥羽とは離別状態

となった。任子は国母ではないし、正治二年当時、中宮の座を誰かに明け渡す必要もなかった。このような状況下で、誰の意向で任子は女院となったのだろうか。もちろん、院号宣下は後鳥羽の承認がなければ成立し得ない。『玉葉』正治二年六月廿八日条には、院号を「宜秋門」にした旨を兼実が後鳥羽に「密々豫以奏聞」していたことが見えるし、『重長朝臣記』同日条には「別当・判官代等、自院被定仰云々」と、離別した妻の院司の選定にまで後鳥羽が関与したことが見える。

但し、任子への院号宣下を願ったのは、後鳥羽ではなく兼実と考えられる。この前年には任子の同母兄良経が左大臣に任じられて政界復帰し、九条家に明るい兆しが見え始めていた。その中で、任子を立荘可能な女院とし、九条家領となる荘園の集積を兼実は図ったのではないだろうか<sup>(37)</sup>。

一方、後鳥羽が兼実の申し出を認めた理由は定かではない。この件を、良経の任左大臣・政界復帰の延長上に位置づけることもできるかもしれないが、後鳥羽が后位のあり方を変えようと思図して、兼実の願いを聞き入れたと考えることはできないだろうか。具体的には、不婚内親王以外では今上妻后のみが后位にあるべきで、夫が讓位したら后は女院になるべしというポリシーを、後鳥羽は立てようとしたと考えられないだろうか。

后が女院になる事例の増加に関しては、後三条〜龜山までの二十代の院・天皇の妻について検討された佐伯智広氏が、「高倉の妻平徳子以後、院・天皇の妻は、すべて院号宣下を受けている」と指摘されている<sup>(38)</sup>。なお、佐伯氏は院や天皇と正式な婚儀を経た女性を「妻」と定義されている。そのうち夫の在位中または東宮時代に嫁いだ女性は、後白河の女御藤原(三条)琮子以外全員、夫の在位中に立后している。その後経験者のうち、高倉の妻后平徳子(安德母。後の建礼門院)以後の女性達の経歴は「中宮↓女院」または「皇后(一帝二后状態)で中宮から皇后へ転

じた事例) ↓女院」である。つまり、国母・非国母を問わず、夫在位中に就いた后位から皇太后や太皇太后に転上せず女院になっているのである<sup>(39)</sup>。

このうち非国母で初めて「中宮↓女院」となったのが任子である。任子より前の非国母は、鳥羽讓位後の妻后高陽院藤原泰子を除くと、后位を空ける必要がない限り女院にならず、中宮や皇后から皇太后や太皇太后に転上していたが、後鳥羽院政期の任子を境に、非国母の後の経歴は変化したのである。

因みに太皇太后は、近衛・二条二代の妻后藤原(徳大寺)多子が、後鳥羽院政期の建仁元年(一一二〇)に没すると廃絶している。皇太后の方は廃絶こそしていないが、後白河の妻后で後白河讓位後は離別状態となった藤原(徳大寺)忻子が、これもまた後鳥羽院政期の承元四年(一一二〇)に没した後は、元弘三年(一一三三)に後醍醐天皇妻后藤原(西園寺)禮子が中宮から皇太后に転上するまで現れない。その後は、後醍醐寵妃で南朝後村上天皇の母藤原(阿野)廉子が皇太后になったことや、中世後期に皇太后を追贈された藤原(庭田)朝子(後土御門天皇の陪妾で後柏原天皇の母)・藤原(万里小路)栄子(後奈良天皇の陪妾で正親町天皇の母)の事例を別とすれば、近世まで現れない。近世で存命中に皇太后になったのは、内親王である欣子(光格天皇正配。夫の在位中に立后して中宮となった。後に継子仁孝天皇の母に擬され、その即位後に皇太后へ転上した)を除くと、夫の正配であるが夫の在位中には立后しなかった女性達四名である。逆に夫の在位中に立后して中宮となった女性達は、夫の讓位後一年以内に女院となっており、今上妻后のみが后位にあるという傾向が一定程度見られる<sup>(40)</sup>。

さて、中世前期に論を戻そう。高倉妻后徳子以降に、不婚内親王以外で中宮または皇后から女院になった者は、①国母、②非国母にまず大別でき、さらに後者は今上妻后とそうでない者とに分けられる。



まず国母を見ると、夫の讓位後、早期に后から女院になる傾向が見られる。もつとも、新帝が幼少の場合は、即位式での高御座同壇や行幸時の同輿の役目を果たさなければならぬため、新帝に准母が設定される目処が立つまでは女院にならないが、新帝が踐祚時に元服済であれば、夫の讓位から約一ヶ月後に女院になっている。前者のタイプは、前出の徳子や、後堀河妻后で四條の母の藻壁門院藤原（九条）樽子・後嵯峨妻后で後深草の母の大宮院藤原（西園寺）姞子であり、後者のタイプは、伏見妻后で伏見の陪妾所生の後伏見の母に擬された永福門院藤原（西園寺）鐘子である。

但し徳子が国母になった時は、本来国母にふさわしい后位の皇太后は塞がっていた。また、周知の通り当該期は女院等により莊園が立莊・集積されていたから、これを目的に徳子やその周囲が早期の院号宣下を望んだとも考えられる。一方、樽子・姞子・鐘子が生きた十三世紀前半〜末は、もちろん莊園立莊・集積の時代ではない。にもかかわらず彼女達が皇太后に転上することもなく早期に女院となったのは、十三世紀初頭の後鳥羽院政期以降の后位のあり方が、その後踏襲されていたからであろう。

では続いて、任子より後の非国母かつ今上妻后でない者の事例について見よう。まず、後堀河朝初期の承久四年（一二二二）三月、先々帝順徳の妻后藤原（九条）立子が院号宣下を蒙り東一条院となっている。周知の通りこの前年七月、彼女の所生子仲恭天皇は、踐祚から七十日程で、承久の乱により廃された。それから一年足らずで立子は女院となったのである。次は後深草妻后の藤原（西園寺）公子である。彼女は、正元元年（一二五九）十一月に夫が讓位してから一ヶ月足らずで院号宣下を蒙り東二条院となった。一方、在位中に急死した後二条の妻后藤原（徳大寺）忻子の場合、徳治三年（一二〇八）八月の夫の死から院号宣下を蒙って長樂門院となるまでに二年以上かかっている。今上妻后ではなく

なる理由が夫の讓位ではなく死亡である場合、院号宣下のタイミングが遅れるのかもしれない。

最後に今上妻后への院号宣下について見よう。今上妻后が女院となった初例は、二条朝の高松院姝子内親王まで遡るが、この時は、后位を空ける必要があった。応保二年当時、二条が強引に入内させた先々帝近衛の妻后太皇太后藤原多子と中宮姝子の一帝二后の状況となっていたが、新たに摂関家の娘藤原育子を立后させる必要が生じた。そこで、既に内裏を退出して出家し二条と離別状態にあった姝子が、后位を辞し女院となったのである。

そして二例目が、土御門朝すなわち後鳥羽院政期の承元四年三月に院号宣下を蒙った陰明門院藤原（大炊御門）麗子である。二例目といっても、后位を空ける必要がない中での今上妻后への院号宣下としては、初例である。しかも麗子は、土御門と離別状態だったわけではない。彼女への院号宣下を決めたのはもちろん、当時十六歳の土御門ではなく治天後鳥羽であろうが、この院号宣下の理由については後ほど検討することとし、後代の事例を提示する。

麗子より後の事例は、何れも夫と離別状態になった者であり、彼女達は后位を空ける必要がない中で女院になっている。まず、後堀河の最初の妻后藤原（三条）有子は、嘉祿二年（一二二六）に新たに藤原（近衛）長子の入内が決まると内裏を追われるように退出し、長子が中宮になると皇后に転上したが、翌年には院号宣下を蒙って安喜門院となった。そして長子も、安貞二年（一二二八）に父の関白家実が失脚すると、その翌年に内裏を退出した。やがて新関白藤原（九条道家の娘樽子が入内・立后して中宮となるが、長子は皇后に転上することなく、樽子立后に先立って院号宣下を蒙り鷹司院となった。この他、龜山朝には、皇后藤原（洞院）佶子と中宮藤原（西園寺）嬉子の一帝二后の状況となっていたが、龜山天皇の寵愛薄かった嬉子は、文永四年（一二六七）



に父公相が没して後盾を失うと内裏を退出し、翌年院号宣下を蒙って今出川院となった。こうして見ると、たとえ今上皇后であつても、今上との夫婦関係が破綻した場合は后位を去ることが求められていたと考えられよう。

それでは論を麗子に戻そう。今上土御門と離別していない彼女に、何故後鳥羽は院号宣下という決定をしたのだろうか。周知の通り後鳥羽は、土御門ではなくその異母弟順徳を自身の嫡系に定めていた。土御門から順徳への譲位は承元四年十一月、彗星出現を理由に行われたが<sup>(4)</sup>、譲位については「風聞已送年月」<sup>(4)</sup>とある通り、数年来噂になっていた。

後鳥羽は土御門譲位に向けて様々な形で外堀を埋めていたのだろう。譲位の八ヶ月前の麗子への院号宣下は、その一環と捉えられないだろうか。つまり後鳥羽は、間もなく土御門が天皇ではなくなるとアピールするために、その妻后麗子から后位を奪ったのではないだろうか。

ところで、后位は不婚内親王以外では今上皇后のみが就くべし、というポリシーがもし成立すれば、天皇や院の陪妾は国母となつても立后でさなくなる。三好千春氏は、後鳥羽の生母殖子が「准后↓女院」という、それまでに例のない簡易な経緯で院号宣下を蒙つたために、後鳥羽は自身の陪妾で国母になつた者達も立后させずに「准后↓女院」という待遇にしたと論じられている<sup>(4)</sup>。後鳥羽院政期の国母二人のうち、土御門の母承明門院源在子の養父は権臣源通親であるものの、実父は下級貴族の子息で僧侶の能円である。もう一人の国母すなわち順徳の母重子は、前章でも触れた通り、殖子と同程度の出自、つまり末端の公卿の娘である。もし彼女達が立后して皇太后等になつた後で院号宣下を蒙れば、殖子の経歴だけが見劣りしてしまう。したがって、後鳥羽が在子と重子の立后を阻んだという三好氏の論には首肯するが、在子と重子の立后を阻むだけでは不十分である。もし後代に、出自の高くない国母達が立后して「皇太后↓女院」という経歴を辿れば、後鳥羽・土御門・順徳三代の

国母の経歴だけが見劣りしてしまうからである。そこで後鳥羽は、后位に在るべき者を今上皇后と不婚内親王に限定しようとしたのではないのか。今上皇后は皆、天皇と正式な婚儀を挙げている。これができるのは、摂関家や清華家等トップクラスの家の娘に限られる。つまり、後代まで后位を今上皇后と不婚内親王に限定すれば、出自の高くない国母が立后する途は閉ざされ、後鳥羽・土御門・順徳三代の国母の経歴だけが見劣りすることはないのである。後鳥羽が、今上皇后ではなくなつていた任子への院号宣下を認めたり、譲位させたい今上土御門の妻后麗子への院号宣下を挙行したりしたのは、このような事情によると考えられる。

ところで、後鳥羽院政期の不婚内親王の立后の問題として、後鳥羽が自身の第一皇女昇子内親王（後の春華門院。母は任子）を天皇の准母にせず立后させたことが知られる。従来の不婚内親王は准母と言う形で天皇との関係がなければ立后できなかったが、後鳥羽は昇子の立后を以て、天皇と関わりがなくとも院の意志のみで后位を統御できることを示したと三好氏は論じられている<sup>(4)</sup>。氏は昇子が、①妻后所生子であること、②鳥羽の嫡系暉子の猶子として膨大な八条院領を相続する立場にあったこと、等を理由に、昇子を後鳥羽の嫡女と位置づけられている。しかしこのような重要なポジションにあった昇子は、建暦元年（一一二一）に夭折してしまう。

その後に後鳥羽の嫡女となつたのは、嘉陽門院礼子内親王であるという佐伯氏の論がある<sup>(4)</sup>。佐伯氏の論に筆者も首肯するが、同じ嫡女でも、礼子の経歴が「后↓女院」ではなく「准后↓女院」である点に注目したい。礼子の母は、殖子の弟信清の娘西御方である。礼子は元久元年に齋院に卜定されたのと同時に親王宣下と准后宣下を蒙つたが、建暦二年に病気のため齋院を辞した。院号宣下はその二年後である。礼子の母は殖子と同じく坊門家の出であるから、決して高い出自とは言えないが、礼子の外祖父信清は、後鳥羽の外戚として飛躍的な昇進を遂げ、建暦元

年には内大臣に至った（翌年辞任）。つまり、昇子に代わって嫡女となった頃の礼子は、大臣（或いはその経験者）の外孫だったわけであるが、それでも立后はしていない。後鳥羽は不婚内親王の后位を統御したといっても、妻后所生皇女と陪妾所生皇女とを明確に線引きし、前者のみ后位を与えたのである。

さて、後鳥羽が后位のあり方を変えたとしても、それが後代まで踏襲されたのは、当然後代の人々がそれを受容したからである。不婚内親王の立后の問題に関しては、昇子の事例が遅くとも文永四年までには、順徳の准母としての立后例と誤認されるようになってしまった<sup>46</sup>こともあつてか、後代の不婚内親王の立后例は何れも准母としてのものであるが<sup>47</sup>、その他の后位は今上妻后に限定され続けた。換言すれば、後代に、皇太后や太皇太后等の后位よりも女院が指向されたわけである。その理由として伴瀨明美氏は、①立后に多くの手続きと儀式が必要だったのに対し、院号宣下の手続きは簡便であつたこと、②移動に関しても、女院の方が牛車で簡単に実施できたこと、③①②のような身位であるにもかかわらず、院と同程度の家政機関及びそれを中心とする侍臣団を持つことができたこと、を提示されている。また、第一章でも触れた通り、女院は后ほど朝廷の諸官司の奉仕を必要とせず成り立つ身位でもある。つまり女院は后に比べて人手も費用もかからない身位だったわけである。徐々に朝廷の財政が苦しくなる中で、后よりも女院にシフトすることがよしとされたのである。この他、今上妻后が国母になつた場合、皇太后に転上せずに早期に女院になつた理由の一つに、璋子の事例への意識があつたのではないだろうか。崇徳・後白河二代の天皇を産んだ璋子の事例は、後世吉例と位置づけられた<sup>48</sup>。その璋子は、第一章で述べた通り、在后位中に懐妊・出産した皇子女が何れも悲惨な末路をたどつたり夭折したりしたのに対し、院号宣下後に懐妊・出産した皇子女には大きな災いはふりかからなかつた。璋子と同じく后から国母になつた女性

達は、璋子の例に鑑み、夫が讓位した後は早期に女院になる途を選んだのではないだろうか。

ところで、女院が后ほど人手や費用がかからないというのは、初期女院の頃からのことである。しかしその頃の女院は、后位経験者かつ国母という条件を満たした場合にのみ就ける身位であつた。つまり、后になるよりも女院になる方が難しく、希少価値の高い身位だったわけである。しかし、立后できるのが不婚内親王と今上の正配のみに限定され、一方で院号宣下の対象が拡大されると、女院になるよりも后になる方が難しいことになる。もちろん、定文その他、女性院宮を列記した史料には、女院の次に后が表記されるし、女院の記載順も、后位経験の有無ではなく、女院になつた順によつてゐる。しかし、准后經由で女院になつた者と后及び后位経験者の女院の出自を比較すると、後者は内親王と撰閤家或いは清華家の娘に限定される。また、そもそも后が尊号であるのに対し、院号は尊号ではない。そうなると、①出自が高貴でなければならぬ、②人手や費用がかかる、③尊号、という三条件を持つ后（及び后位経験者の女院）は、ある意味で准后經由で女院になつた者より高貴、と認識されるようになったのではないだろうか<sup>49</sup>。

さて、女院が后より人手や費用がかからない身位といつても、后が女院になる場合、后時代の経済的待遇のうち、内膳司から提供される御飯は停止されるものの、年官年爵・御季御服・封戸は元通り保証されていたのは周知のところである。家政機関に御季所や御服所を持たない准后が女院になる場合も、年官年爵と封戸は保証される。ところが十二世紀後半に、御季御服や封戸を停止された女院が存在する。これは、女院と后の位置づけではなく待遇に関する事柄であるが、どのような事情があると女院の待遇はマイナス方向に変更されてしまうのかを明らかにするため、次章でこの女院について検討する。

#### 四 九条院藤原呈子の待遇について

后から女院になる際に、次掲の史料⑦にある通り、前例と異なり治天後白河の意向により御季御服と封戸を停止された女院は、太政大臣伊通の娘九条院藤原呈子である。なお、他の女院にも見られる内膳御飯停止の件は、女院になっても旧の如しとされる待遇の件共々宣旨が発給されるが、呈子のみが停止された御季御服・御封に関しては、これを停止するという宣旨が発給されず、「旧の如し」という宣旨が発給されないことを以て停止とされたようである。

史料⑦『兵範記』仁安三年三月十四日条（一一内は割書）

已刻許<sup>後白河</sup>参院。可有院号事。条々奉仰。次帰参内、上皇御旨申殿下。晩頭公卿参着仗座。（中略）次下官出<sup>平徳</sup>軾仰左大臣云、皇太后宮職令定申院号ヨ。左府称唯。下官退去。次令議。（中略）次左府召下官於軾、被示人々申趣。下官退去申殿下。令候朝餉御所給。九条院宜由有仰旨。此条須参啓上皇。而只申殿下。就宜直可宣下由、兼奉仰、申殿下了。次下官出軾、仰云、改皇太后宮職、可奉号九条院。止進属、可為判官代主典代。年官年爵如旧。御季御服・御封被止了。仍不仰。内膳御飯可令停者。（中略）引勘先例、停后宮奉院号、万寿以後今及十二代。（中略。十二名の女院とその院号宣下の年を列記）  
件代々御季御服・御封併如旧云々。今被止件事。於<sup>後白河</sup>君作<sup>⑤</sup>故不守其礼者歟。

呈子がかつて父方の叔母の夫関白藤原忠通の猶子として近衛の妻后となった。しかし子は生まれず、近衛没後、今上正配や不婚内親王の立后に伴い、彼女は「中宮↓皇后↓皇太后」と転上し続け、仁安三年（一一六八）、今上高倉の生母滋子が立后して皇太后になるために、院号宣下

を蒙り九条院となった。兼実はこの院号宣下を「以皇太后宮為院号云々。

未曾有事也。末代朝政皆如此。非国母并太上皇・執柄等女異体后宮院号。凡言語不及事也。可謂幸人々也」と非難しているが<sup>⑥</sup>、呈子が国母でも皇女でも撰関の実子でもないから御季御服と御封を停止されたとは考えられない。彼女と同じく非撰関の大臣の娘で、后から女院になった非国母である麗子と有子は、これらの待遇を停止されていないからである。麗子の院号宣下時の記録で待遇について記した史料は、進・属を判官代・主典代に改めることや年官年爵旧の如しとすることを定めた宣旨の発給者の外記が記録した『外記』（東京大学史料編纂所架蔵徳川彰考館本『院号定部類記』所収）承元四年三月十九日条しか現存しない<sup>⑦</sup>。しかし、『民経記』寛元元年（一一二四）九月十八日条の死亡記事には「去嘉禎比被辞封戸・年官年爵等」とあるので、院号宣下時には、少なくとも封戸は后時代に引き続き宛てがわれていたことが分かる。一方有子は『外記』嘉祿三年二月廿日条に「仰御季御服事并内膳御飯停止事」とあり封戸への言及はない。しかし、彼女の前後に院号宣下を蒙った邦子内親王（安嘉門院。後堀河准母）及び長子（撰関家の娘で非国母）に関する『外記』の記録（貞応三年《一一二四》八月四日条・安貞三年《一一二九》四月十八日条にもそれぞれ「御季御服所事并内膳御飯可停止之由」・「御季御服・内膳御飯等事」とあるのみで、封戸への言及はないので、有子の封戸が停止されたとは判断できない。御季御服と封戸を旧の如しとする宣旨や内膳御飯を停止すべしという宣旨の発給者は外記ではなく史なので、『外記』の記録者は、自身の管轄外のことには緻密に記録しなかったのかもしれない。

では何故呈子だけが、御季御服と封戸を停止されたのだろうか。結論から言うと、呈子は女院になる前に不義密通の過ちを犯し、これが治天後白河の知るところとなり、ペナルティとして后時代の待遇を一部剥奪されたと考えられる。既述の通り彼女と夫近衛の間に子はなかったが、



『明月記』建保元年（一二二三）十月廿八日条には「九条称宮尼公（生方）九条院聖子之所坐。是二条院宣」と、二条と呈子の間に生まれた皇女の存在が記されている。尼になっていたこの女性については、次掲の史料⑧にもう少し詳しい記述がある。

史料⑧ 『明月記』建保五年三月廿九日条（一一内は割書）

近年天下有称空阿弥陀仏念仏事。件僧、結党類、多集壇越（壇力）。天下之貴賤競結縁。殊占故宗通卿後家所造之堂 一九条。世称大宮相国堂（藤原伊通）、为其道場。是隆信朝臣女、九条院所生尼公為念仏宗之張本之故也。世称二条院姫宮。

周知の通り、この頃には興福寺からの訴えにより、専修念仏が禁止されていたが、法然の弟子空阿弥陀仏は都で密かに信仰を広めようとしており、「故宗通卿後家所造之堂 一九条。世称大宮相国堂（藤原伊通）」すなわち呈子の父方の祖母が建てた堂がその拠点となっていた。この堂は『仁和寺日記記』建保五年三月十八日条に「九条油小路堂」とある。油小路の西隣の道路は堀川大路であるから、この堂は史料③の「九条堀川堂」と同一と考えられる。つまりこの堂は、「宗通卿後家↓伊通↓呈子↓九条院所生尼公」の順で伝領されてきたと判断できるのである。ここが専修念仏の拠点になった理由は「隆信朝臣女、九条院所生尼公為念仏宗之張本之故也」「世称二条院姫宮」と説明されている。一見すると「念仏宗之張本」を藤原隆信の娘と九条院所生の尼公の二名と解釈することもできそうであるが、もしそうであれば「世称二条院姫宮」という割書は、「九条院所生尼公」の直後に記されるであろう。これが文末に記されているということから、専修念仏を煽動した張本人は九条院所生の尼公一人であり、なおかつ彼女は世間では二条の皇女と噂されていたものの、実際は隆信の娘だったと解釈すべきではないだろうか。周知の通り隆信

は、『明月記』記主藤原定家の異父兄である。得子の乳母伯耆の孫である彼は、少年時代は得子に親しく仕えて順調に昇進したが、二条朝に殿上番を怠ったため、後白河の院宣により殿上を除籍され、しかもその直後に待みの得子は亡くなってしまった。その後昇殿を許されるまでに約二十年かかり、官途不遇のまま出家し、晩年は法然に帰依した<sup>53</sup>。密通相手が、近衛のもう一人の妻后多子を強引に入内させた二条ならばまだしも、せいぜい殿上人クラス（藤原伊通）の貴族隆信だとすれば、大問題である。隆信が二条朝に殿上を除籍された理由として、殿上番を怠ったことその他に、得子に近侍し過ぎて後白河の不興を買ったことなどもあげられているが、再び昇殿を許されるまで二十年かかり、その後も官途不遇だった理由には、大変なスキャンダルを引き起こしたこともあったのではないだろうか。

なお、「九条院所生尼公」についてこれ以上のことは不明であるが、建保三年八月日付「後鳥羽院序下文」（『九条家文書』）の「件社者、故九条前大相国鳥羽領字竹田替。成賜鳥羽院序下文、多年領掌。其後前九条院御伝領。賜彼御自筆契状、比丘尼顯（顯）相伝知行之間」という記述の中に見える「比丘尼顯淨（顯）」と同一人物の可能性もあるかもしれない。顯淨という尼についても詳細は不明である。

さて、呈子には他にも娘がいたことが、『明月記』文暦二年（一二三五）四月十六日条の「故高野相（顯）女（顯）」という記述から分かる。「故高野相（顯）」は恐らく高野相国藤原兼房を指すと考えられる。彼の娘が呈子の孫ということは、呈子の娘は兼房の妻の一人だったことになる。兼房にはもちろん複数の妻がいたが、その中に呈子の甥清通の娘を確認できる<sup>55</sup>。清通は呈子の皇太后時代に皇太后宮亮を務め、院号宣下後は院司となった人物である<sup>56</sup>。兼房妻の父が誰かは不明であるが、呈子が密通して産んだ女子を、呈子に近侍した甥清通は自身の娘として養い、兼房と結婚させた可能性もあるのではないだろうか。なお、決して権力



中枢周辺にいたとはいえない定家が呈子の子に関する情報を入手できたのは、彼の妻の養母の再婚相手が清通<sup>57</sup>だったからだろう。

当該期の女性院宮の密通という点、二条の最初の妻后妹子が女院となった後に、僧澄憲と密通して子を産んだことが知られている。その後にペナルティとして彼女の女院としての特権が一部剥奪されたのか否かは分からないが、少なくとも、后時代に密通のようなスキャンダルが発覚すれば、たとえその時に寡婦だったとしても、院号宣下時の待遇に悪影響が出る<sup>58</sup>ことが判明した。

## おわりに

女院と后とどちらが高貴か、という問題は、史料上に分かりやすい形ではなかなか見えてこなかった。しかし、後鳥羽によって立后者が制限された十三世紀以降の、后位を経ていない女院と、后及び后位経験者の女院の数や出自を比較することにより、後者の希少性や血統の尊貴性が浮かび上がってきた。そして、后が女院になる際には、出自で待遇に差をつけられることはないが、密通は深刻な事案として受け止められ、特権を一部剥奪されることも明らかになった。

本稿では、女院や后そのものみに注目し、貴族達が彼女達の経歴や出自等にどのように対応したのか（或いはしなかったのか）については言及できなかった。この問題に関しては、既述の通り、撰閲家の者が自分達より下の家柄の出の国母を蔑視したことが知られるが、他の貴族の女性院宮観は、国母も含めて不明である。今後は、貴族達の動向に注目しながら、女院や後の位置づけを試みたい。

## 注

(1) 十一世紀末以降、不婚内親王が近親の天皇の母に擬されて后や女

院の身位を得る事例が見られる。なお、当該期には、他のタイプの擬似的な母（院の正配が院の陪妾所生の天皇の母に擬される例や、天皇が兄院の猶子となるに伴い兄院の正配が天皇の母に擬される例等）も見られるが、本稿では何れのタイプの擬似的な母も、生母で国母待遇を受けた者共々全て国母と表記する。

(2) 女院の沿革については、橋本義彦「女院の意義と沿革」（同『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出一九七六年）参照。

(3) 注(2)前掲論文。以下本稿では、橋本氏の研究は全てこれを指す。

(4) 待賢門院院号定関連史料は基本的には、野口華世「院号定部類記」における待賢門院」（『共愛学園前橋国際大学』二十三、二〇二三年）によっているが、東京大学史料編纂所架蔵の謄写本『院号定部類記』（水戸彰考館本）により翻刻を改めた箇所もある。

(5) 璋子より前の国母女院は、自身が出家した時や后位を空ける必要性が生じた時に女院になったが、璋子はその何れでもない。璋子が女院になった理由について野口華世氏は、御願寺造営と御願寺領形成のピーク時期であった当時、立荘可能な女院という身位に就いて璋子も御願寺を造営し、その莊園を集積したと論じられている（野口華世「鎌倉時代の女院と女院領」《細川涼一編『生活と文化の歴史学7 生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一七年》）。確かに女院になった後の璋子は、御願寺を造営し、御願寺領その他の莊園を集積した。しかし彼女が女院になることを望んだ理由に関しては、「慎」や「攘災」を意識して女院になりたいと希望している史料がある以上、それに従うべきであろう。もっとも、璋子が国母になってから一年以上に亘り、国母に最もふさわしい后位である皇太后へ転上していなかったのは気になる点ではあるが、これは恐らく鳥羽の准母で皇后の令子内親王とのバランスの問題と考えられる。令子は今上崇徳にとって准祖母であるから、令子が太皇太后へ、璋子が

皇太后へ各々転上できればよいが、当時太皇太后は空いていなかった。令子を皇后に留まらせたまま璋子が皇太后に転上するのは問題だったのだろう。なお、所領集積のために女院になった初例は、后位を空ける必要もない時期に、非国母の立場で女院になった高陽院藤原泰子と考えられる（拙稿「高陽院藤原泰子の摂関家における位置」《拙著『中世前期女性院宮の研究』思文閣出版、二〇一〇年》）。

(6) 周知の通り、史上初の非国母女院である二条院には、院分受領は与えられなかった。また、年爵の加階権は、白河によって院・女院・国母である后及び年爵を初めて申請する（国母以外の）后・准后に制限された（尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」《『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九三年》・「鎌倉時代の年爵」《『明月記研究』二、一九九七年》）。

(7) 嘉禄二年八月十三日付「中宮藤原長子御告文」（『石清水文書』）・『仁部記』弘長元年八月二十三日条。『仁部記』は、尾上陽介・早稲田大学大学院「古文書学・古記録学特論」ゼミ受講生「『仁部記』弘長元年七月・八月記―翻刻と注釈―」（『鎌倉遺文研究』三十五、二〇一五年）による。なお、『中右記』や告文に「宮圍」と表記された語は『後漢書』には「宮闈」とある。また、『中右記』に「天皇」と表記された語は『後漢書』や告文には「天王」とある。

(8) 遠藤基郎「平安中後期の家産制的儀礼と朝廷諸部局の動員」（五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五年）

(9) 伴瀬明美「中世前期の後宮」（伴瀬明美・稲田奈津子・榊佳子・保科季子 編『アジア遊学二八三 東アジアの後宮』勉誠出版、二〇二三年）

(10) 女院と后とどちらが高貴かという問題に言及した先行研究は『百鍊抄』を用いている（注(2)前掲論文、野村育世「女院論」《同

『家族史としての女院論』校倉書房、二〇〇六年》、注(5)前掲野口論文等）。しかし『百鍊抄』では重要な記述が省略されているため、野村前掲論文や注(5)前掲野口論文では「院号貴於后歟、将賤歟」について法家に尋ねたのが伊通とみなされ、「小一条院」更只院号ハ不可貴於后位事也」という見解は、法家が伊通に示したものであるという、誤った解釈がされている。そのため本稿では『山槐記』を用いる。

(11) 注(10)前掲野村論文。

(12) 栗山圭子「准母立后制にみる中世前期の王家」（同『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年、初出は二〇〇一年）なお、注(5)前掲野口論文では、当時は四后満席なので暲子は出家してなくても立后不可能と論じられている。しかし、彼女が俗人であれば、四后の一人を女院にして、暲子を立后させられたはずである。当時の四后は何れも非国母であるが、非国母女院の先例が既に二例存在した当時には、后位を空けるために非国母の后を女院にしても大きな問題にならなかっただろう。

(13) 『小右記』寛仁三年五月廿日条。

(14) 『左経記』寛仁二年十月廿六日条。

(15) 『兵範記』嘉応元年十月廿七日条。

(16) 『嘉禄元年大仁王会記』（広橋家記録）

(17) 『魚魯愚抄』下巻一、二二六頁〜二二七頁。

(18) 工藤浩台「鎌倉期女院乱立の一前提」（『年報三田中世史研究』十一、二〇〇四年）以下本稿では、工藤氏の研究は全てこれを指す。

(19) 注(18)前掲論文。

(20) 注(5)前掲野口論文。

(21) 注(5)前掲野口論文、注(18)前掲論文。

(22) 但し十三世紀以降は、院や天皇の陪妾所生子が皇位継承しても生

母への処遇が遅れたりあるいはなかったり、という事例が見られるようになる（拙稿「鎌倉期における後宮の変容とその背景」《注(5) 前掲拙著所収、初出は二〇〇五年》）

- (23) 殖子と同様或いはより低い出自の女性（既述の伊岐氏はもちろん除く）で院の陪妾から国母になった先例として当時あげられるのは、前章で触れた藤原得子と高倉生母建春門院平滋子である。周知の通りこの二名は、所生子の東宮時代に女御となり、即位後に立后し、後に女院となっている。殖子も彼女達の事例に倣うべしと実定は考えたのではないだろうか。

- (24) 山内益次郎「諸大夫女」美福門院・「八条院暲子内親王」（同『今鏡の周辺』和泉書院、一九九三年）

- (25) 当時の国母の権威は、夫院と同居していなければ不完全であった（栗山圭子「院政期における国母の政治的位置」《同『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年、初出は二〇〇二年》）。なお、兼実が殖子の出自故にその待遇を軽くしたことは、三好千春氏も指摘されているが、氏は院号宣下について、殖子の立后を阻むために兼実が図ったことと論じられている（三好千春「准母論からみる式子内親王」《『女性史学』十九、二〇〇九年》）

- (26) 但し盛子が高倉の擬似的母というのは、彼女が没した時に後付けされたものとする論もある（上横手雅敬「解題にかえて」《『京都大学史料叢書四 兵範記四・範圍記・知信記 翻刻・解説篇』思文閣出版、二〇二〇年》）。

- (27) 『玉葉』文治六年三月九日条に「立后事等、条々仰之」とあるので、これ以前に任子の立后は内定していたと判断できる。なお、『玉葉』は文治六年二月条が現存しないので、二月時点で立后が内定していた可能性ももちろんある。

- (28) 佐古愛己「院政・鎌倉期における朝覲行幸の特質と意義」（元木

泰雄編『日本中世の政治と制度』吉川弘文館、二〇二〇年）以下本稿では、佐古氏の研究は全てこれを指す。

- (29) 『伏見天皇宸記』正応二年三月廿三日条。  
(30) 『台記』康治二年正月三日条、『兵範記』仁安三年八月四日条。  
(31) 『玉葉』建久二年六月廿六日条。  
(32) 遠藤基郎「鎌倉中後期の天皇家王権伝事」（同『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会、二〇〇八年）以下本稿では、遠藤氏の研究は全てこれを指す。

- (33) 『明月記』正治二年十月一日条。

- (34) 同書建仁三年八月廿二日条。この呪詛事件についての詳細は、上横手雅敬「式子内親王をめぐる呪詛と託宣」（同『権力と仏教の中世史』法蔵館、二〇〇九年、初出は二〇〇四年）参照。

- (35) 『猪隈関白記』・『東進記』建仁元年十二月十八日条。

- (36) 『宣陽門院御落飾記』の記主及びここに見える人名の比定については、菊地大樹「尊経閣文庫所蔵『宣陽門院御落飾記』解説」（前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成七十 実躬卿記四・宣陽門院御落飾記 後愚昧記（山門嗽訴記・実豊卿記）』《八木書店、二〇二一年》）参照。

- (37) なお、注(5)でも触れたが、鳥羽院政期に后位を空ける必要がない中で非国母の皇后泰子が女院となったのも、莊園集積のためである（注(5)前掲拙稿参照）。

- (38) 佐伯智広「中世前期の王家と女性」（注(28)前掲書所収）なお、佐伯氏が「妻」と定義された女性は、本稿の「正配」に該当する。

- (39) 注(9)前掲論文。

- (40) 近世の女院・后についての詳細は、久保貴子「近世の女院に関する基礎的考察―女院の要件にみる政治的背景―」（『早稲田大学教育学部 学術研究（地理学・歴史学・社会科学編）』四十二、一九九

四年 なお、当論文は後に幾つかに分割され他の論文と適宜組み合わせて再構成した形で久保貴子『近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』《岩田書院、一九九八年》に再録）参照。

(41) 『玉藻』承元四年十月一日条等。

(42) 『御讓位部類記』所収『宮槐記』承元四年十一月廿三日条。

(43) 注(25)前掲三好論文。但し同じ「准后↓女院」という経歴でも、在子と重子の女院になるまでの経緯はかなり異なる。在子は建久九年正月の土御門践祚から二年近く何の待遇も受けていなかったが、彼女の母であり後鳥羽の乳母である藤原(高倉)範子が重態になったために、叙三位と准后宣下がセットで行われた(『業資王記』正治元年十二月十三日条)。この後すぐに院号宣下も行われれば、殖子の例の模倣のように見えるが、在子が女院になるには、ここからさらに二年以上かかっている。一方重子は、順徳が親王宣下(正治元年十二月十六日)すら受けていなかった建久九年十二月に従三位ついで従二位に叙され、当時の在子より上位に立っている。そして順徳立坊から七年後の建永二年には、史上初めて准后・院号宣下を同日のうち蒙っている。つまり重子は、天皇ではなく東宮の母の時点で女院になったのである。重子と在子の昇進にこのような差をつけることで、後鳥羽は順徳が嫡子で土御門が庶子であることを明示したのである。

(44) 三好千春「後鳥羽院政期における春華門院昇子内親王の位置」(『女性歴史文化研究所紀要』十八、二〇一〇年)

(45) 注(38)前掲論文。

(46) 拙稿「天皇准母内親王に関する一考察」(注(5)前掲拙著所収、初出は二〇〇三年)

(47) 遊義門院始子内親王(後深草皇女・伏見異母妹)と達智門院奨子内親王(後宇多皇女・後醍醐同母姉)の立后を、准母としてのもの

と明記した現存史料は管見の限りでは見出せない。しかし始子が伏見の東宮時代にその准母として立后したと考えられることは、注(46)前掲拙稿で論じた。一方奨子については、『公卿補任』元徳元年条の平範高の尻付に「元応元九廿八正四位下(皇后宮御入内賞)」とあることから、奨子は准母皇后だったと判断できる(周知の通り、内裏に入れる后は今上皇后と国母のみである)。

(48) 角田文衛『待賢門院璋子の生涯』朝日新聞社 一九八五年

(49) 但し、廃れた后位の皇太后は、中宮や皇后と異なりネガティブなイメージを帯びていった可能性がある。既述の通り、中宮から皇太后になった禧子は、後醍醐の妻后である。元弘の変で持明院統の光厳が天皇になると、当時中宮だった禧子は院号宣下を蒙り礼成門院となったが、鎌倉幕府が滅亡して元弘三年六月に後醍醐が帰京すると、全てが光厳践祚前に戻され、禧子は再び中宮となった。ところが七月に皇太后に転上し、十月に没した。それから僅か二ヶ月後には、光厳の同母姉珣子内親王(後の新室町院)が新たに中宮となっている。この時期には、東宮に戻されていた光厳に太上天皇の尊号が奉られたり、禧子所生の権子内親王が光厳に嫁いだりしているが、珣子の立后も含めてこれらは全て、後醍醐による対持明院統懐柔策だったと三浦龍昭氏が論じられている(三浦龍昭「新室町院珣子内親王の立后と出産」《佐藤成順編『宇高良哲先生古稀記念論文集歴史と仏教』文化書院、二〇一二年》)。さらに氏は、後醍醐は寵妃廉子所生の恒良親王を立坊させていたものの、将来的には大覚寺・持明院両統の血を引く皇子を珣子との間に儲けてこれに皇位を嗣がせることを意図していた、と論じられている(結局珣子との間に生まれたのは皇女一人であったが)。三浦氏の論に筆者も首肯するが、禧子の皇太后転上は、珣子の件と関わっていると考えられる。珣子の立后は禧子の死の二ヶ月後であるが、珣子の入内やその決定は、



当然その前に遡るはずである。当該期は一次史料がほぼ皆無であるため、推測に頼らざるを得ないが、珣子の入内（もちろん立后とセットである）が決まったために、禧子は皇太后に転上したのではないだろうか。通常であれば珣子が立后して中宮になると同時に、禧子を皇后に転上させて一帝二后状態を作り出せばよいのであるが、後醍醐は持明院統に配慮して、珣子が事実上の唯一の妻后となる環境を作るべく、皇太后という、今上妻后には不適切な后位に禧子を転上させたと考えられる。つまりここでは皇太后の後位は、今上妻后の実質的追放という、ネガティブな形で利用されたのである。

(50) 史料大成本には「君仰」とあるが、陽明叢書の影印本により「君作」と改めた。「作」は、行い・振る舞いなどと解釈するべきか。

(51) 『玉葉』仁安三年三月十二日条。

(52) 以下で言及する『外記』は全て東京大学史料編纂所架蔵の謄写本『院号定部類記』（水戸彰考館本）所収のものである。

(53) 隆信については、井上宗雄「常磐三寂年譜考」（同『平安後期歌人伝の研究 増補版』笠間書院、一九八八年、初出は一九六〇年）、中村文「藤原隆信」（同『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院、二〇〇五年）等参照。

(54) 「顕□」が「顕浄」であることは、建保三年九月三日付「官宣旨」（『九条家文書』）より判明する。

(55) 『尊卑分脈』第一篇頼宗公孫。

(56) 『公卿補任』養和元年条藤原清通尻付。

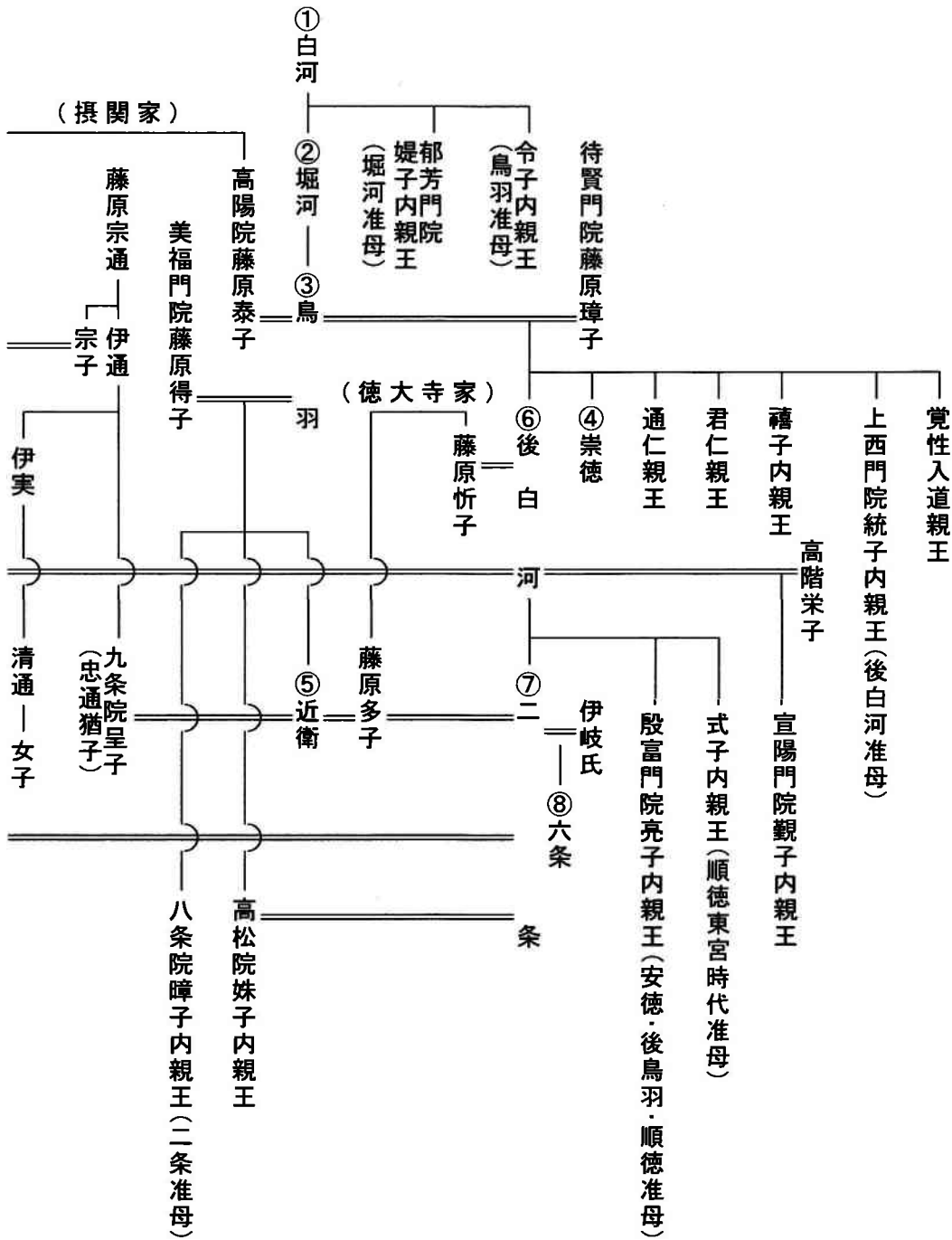
(57) 明月記研究会編『明月記研究提要』（八木書店、二〇〇六年）所収の「系図三 定家妻の縁者」参照。

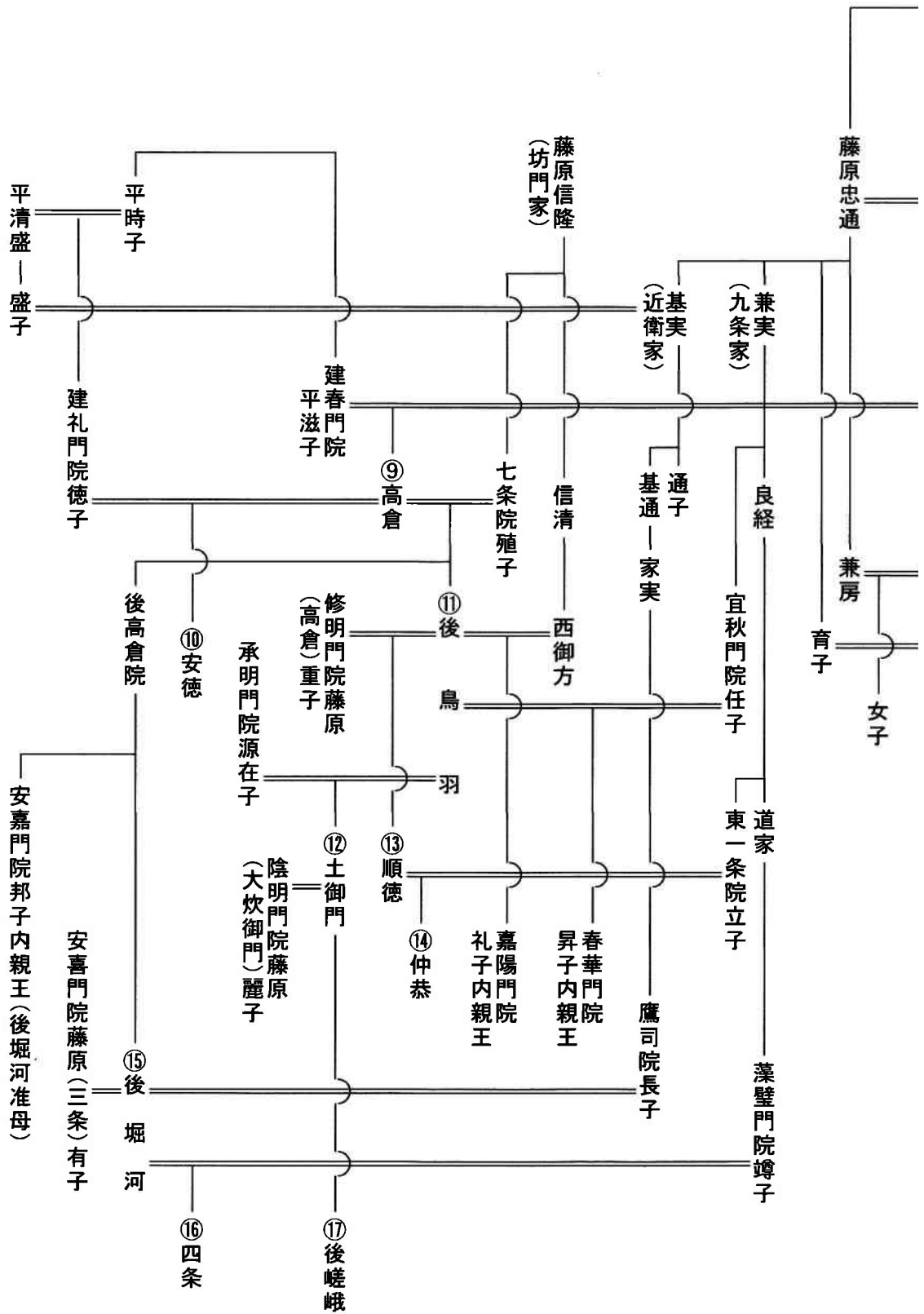
(58) 『大日本史料』第四編六冊正治元年六月十九日条には「上皇（後鳥羽）の中宮を文殿に幽す」という綱文があり、次掲の『明月記』の記事を提示して任子の密通が疑われているが、これは誤りと考えられる。

十九日 天晴 宮依犯大事、御御車、御文殿西庭。

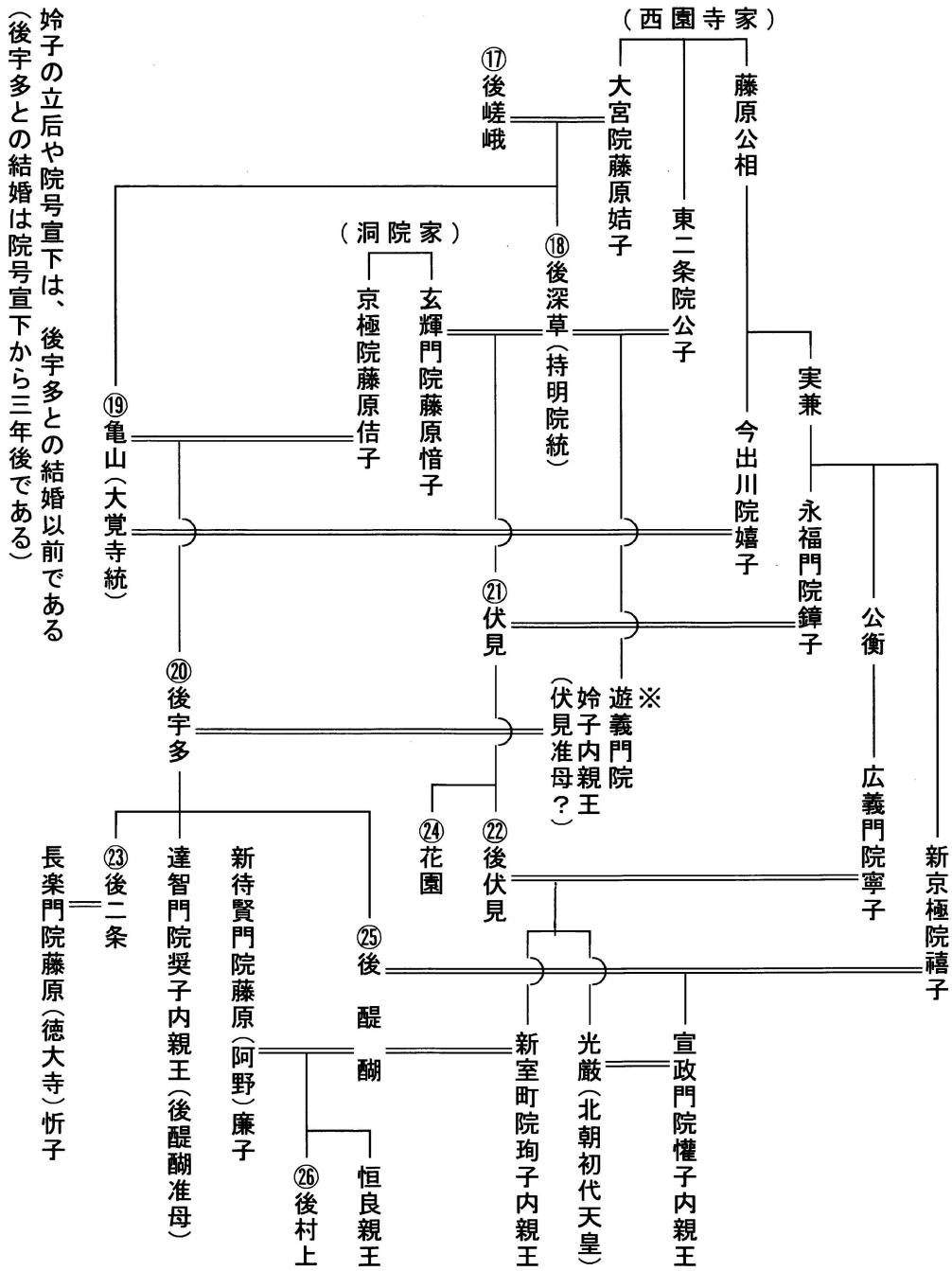
廿日 天晴 申時許参宮。入夜退下。巷説頗似告実事。又私通歟。依被秘、無聞及事。世間人々遍又称告事由云々。小女子、今日行向三条坊門。健御前、又被参八条殿。次第非尋常儀。当时伺候女院御方料云々。籠居事、女院深依咎思食。此御方許早可参由、頼被仰。まず、「宮依犯大事」の「犯大事」は、原本では「犯土事」だったと考えられる。「大」と「土」は崩し方によっては酷似する。『明月記』当該記事は近世の写本しか現存しておらず、繰返し書写される過程で「土」が「大」と誤写されたのだろう。次に廿日条の「私通」は気になる語ではあるが、「巷説」や「世間人々遍又称告事由」は、恐らくこの二日後に実現した、任子の兄良経の任左大臣と政界復帰に関することと考えられる。次の「小女子」三条坊門は、定家の娘の動向である。その後の記事は、定家の姉で暲子とその猶子昇子の女房を務めた健御前に関するもので、その内容は以下の通りである。健御前は昇子の養育をめぐって彼女の乳母と衝突し、自宅に籠もっていたが、この日暲子の御所へ参上した。暲子から今までの籠居を咎められ、「（昇子の方はともかく）私の方には早く参仕せよ」と命じられた（「小女子」以降の解釈については、稲村榮一「健御前と定家夫妻」『明月記研究』八、二〇〇三年）参照。したがって、当該記事は任子の密通に関するものではない。既述の通り、翌年任子は女院になるが、待遇は過去の女院達と同様であった。

系図Ⅰ ①～⑰は皇位継承順序を示す





系図Ⅱ (①⑦～②⑥は皇位継承順序を示す)



始子の立后や院号宣下は、後宇多との結婚以前である  
 (後宇多との結婚は院号宣下から三年後である)